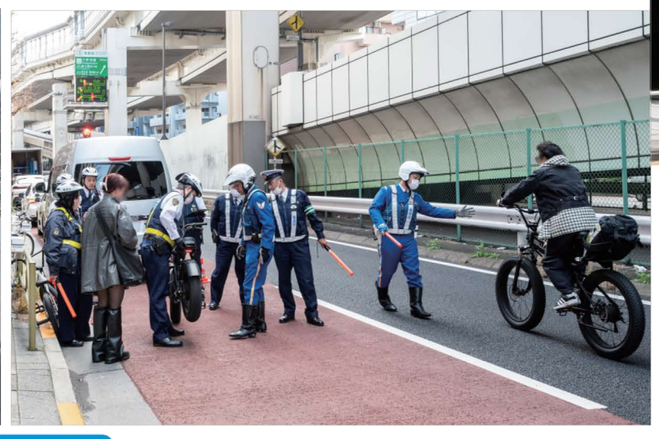
交 通 部


交通事故事件捜査

安全で快適な交通社会の実現に向けて




交通違反の指導取締り

交通違反の取締りと交通事故事件の捜査

信号無視や横断歩行者妨害等、重大交通事故に直結する交通違反の指導取締りを実施するとともに、飲酒運転やひき逃げ事件、交通事故を偽装した保険金詐欺事件等の検挙など、悪質・危険な交通事故事件に対して厳正に対処しています。

また、自転車や特定小型原動機付自転車等の利用者の方に、乗車用ヘルメットの着用を促すほか、車道通行の原則などの交通ルールを周知するとともに、信号無視や一時不停止などの危険な運転行為に対する指導取締りを強化しています。

交通環境の整備

自転車が安全に車道を通行できる環境を創出するため、道路管理者と連携し、車道の左側端に構造的・視覚的に分離した自転車専用通行帯等の自転車通行空間を整備するとともに、自転車の通行位置と進行方向を示す自転車ナビマーク等を設置しています。

また、生活道路における歩行者や自転車の安全を確保するため、区域を定めて時速30キロの速度規制と各種安全対策を組み合わせて実施する「ゾーン30」の整備を推進しているほか、信号交差点における安全対策として、「歩車分離式信号機」や高齢者・障害者の方も安全に横断できるよう「ゆとりシグナル」や「音響式信号機」を整備するとともに、ドライバーに横断歩行者等の存在を認識させる発光鋲を設置するなど、各種安全対策を講じています。

その他、駐車需要に応じ、道路上に時間制限駐車区間（パーキング・メーター等）を確保するなど、違法駐車の抑止に努めています。


自転車ナビマーク

交通管制センターでは、都内及び近隣県の道路交通に関する情報の収集や提供のほか、交通渋滞解消のための信号調整などを行い、交通の安全と円滑化を図っています。



歩車分離式信号機



キャッシュレス決済対応のパーキング・チケット発給設備



交通管制センター

交通管制センターでは、
見学を受け付けています。（予約制）

「ゾーン30」について、
詳しくはこちらをご覧ください。